室料五割値下セヨ

本館別館ノ諸君!!
室料値下運動ニ参加セラ
レルカハ分館内ニ参集
セラレタシ!!
神樂坂アパート室料値下同盟
会　争議団

別紙四

趣意書

私共は労働争議、小作争議の様な社会問題を今日迄他山の石の如く見て来ま
したそして其の争議当事者達に対しては一種の疑問に対する明白なる解答に直
面せねばならなくなりました、それは何等理由として見るべき理由なくして借
家人が旬日の猶予を以て家主より急遽立退の通告を受け茲に初めて憤然として借家
人居住の不安を痛感し其の疑問への解答を得る次第であります、而も家主は彼
の勝手に決める立退期間に立至るや否や直ちに先づ電燈を切り水道を止め次で
有斯を断たのです、茲に至つて私共は何を為さねばならぬかの重大な決意を持
つに至つたのです
社会の秩序生活の安寧はかゝる為に法律が定められてありますが私共はそうし
た表面的な理約よりも寧ろ人間性としての社会正義や、道徳に依つてその秩序
安寧が保たれて行くと云ふ事が社会生活上どれだけ重大なものであるかを知つ
て居ります、私共は今家主より不法極まる通告と高圧手段を受けて生活の不安
脅威の真只中に陥れられ如何にして是れが打開を致さんかと齋身焦慮して居り
ます不、接するに若し家主に勝手気儘な行為が許されるとせば借家人に
これに対抗すべき行為の許さるべきは社会生活の常識であらねばならぬと信じ
ます即ち家主に権利義務があれば借家人にも権利と義務のある事は云ふまで
もありません、然るに加害者は権利を主張するのみで義務の履行を忘れ
而も借家人の居住権を侵害して居るのです
若し加害者の横暴を此侭に放置する如きは社会の円満なる発達を阻害し弱体
階層の罪を助長し益々害毒は際限なく由々しき問題であります
で私共は彼の代理たる遠藤弁護士と度々折衝して警告を為し要求を突き付